

千葉県重度の強度行動障害のある方への支援システムの構築について

1. 千葉県重度の強度行動障害のある方への支援システムの枠組み

- 県内の重度の強度行動障害のある方が、県内の各地域において必要な支援を受けられるよう民間事業者の協力のもと、市町村と連携した支援システムを構築する。

(1) 本人に合った暮らしの場へつなぐ仕組みの創設

県が強度行動障害支援の有識者、民間施設・相談支援事業所関係者、医療関係者等により構成する「暮らしの場支援会議」を設置・運営し、責任をもって、一人ひとりの意向に沿った暮らしの場へつなぐ。(令和2年11月に設置し、概ね2か月に1回程度の開催を想定)

- 支援システムの運用の流れ
- ・ 暮らしの場支援会議での実態調査により、障害の特性に合わせた必要な支援を判定する。
 - ・ 暮らしの場の自己決定のため、受入候補施設等において、短期での入所等の機会を提供し、アセスメントを通じて本人の意思を汲み取りつつ、保護者の意向も踏まえ、一人ひとりに合った支援が受けられるよう、暮らしの場支援会議において、受入先を調整する。
 - ・ 受入施設等は、保護者・支援関係者との面談や、短期での入所等の機会を通して、本人の障害の特性や必要となる支援を十分に把握した上で受入れを行う。
 - ・ 暮らしの場支援会議において、受入れ後も定期的に施設等における支援状況の確認を行い、本人の意向に沿わなくなった場合や受入施設等による支援が困難になった場合には、再調整を行うなど、継続的にフォローアップを行う。

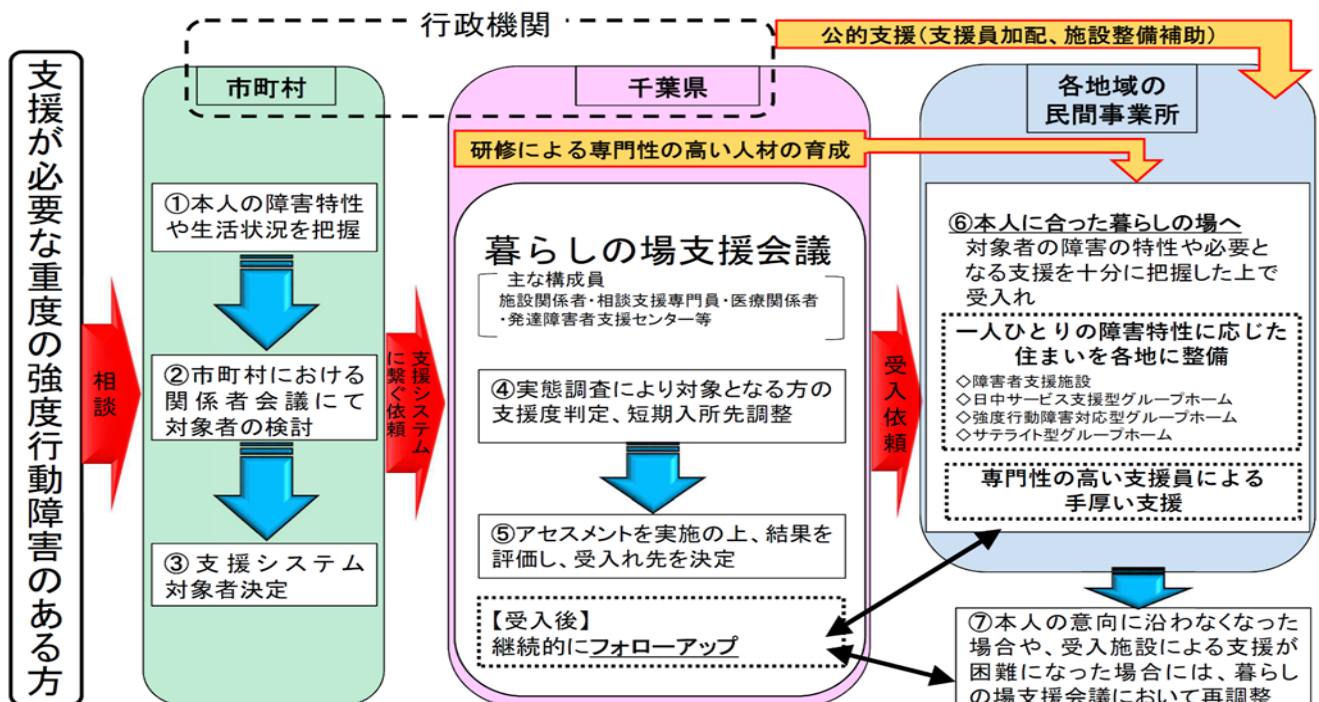
(2) 民間事業者による受入環境の整備への支援

- ・ 民間の入所施設やグループホームなど、一人ひとりの障害特性に応じた多様な住まいをできる限り各地域に分散して確保するため、民間事業者が行う既存施設の改修やグループホームの整備及び支援員の追加配置に対する補助制度の創設を検討する。

(3) 専門性の高い人材の育成

- ・ 「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」により、引き続き高度な知識と支援スキルを持った専門性の高い人材を育成し、支援体制の充実を図る。

千葉県重度の強度行動障害のある方への支援システム



2. 暮らしの場支援会議における入所調整の流れ

実施事業者の登録

事業者は、暮らしの場支援会議にて入所支援を行う対象者について、受入れの検討する場合は、下記の登録要件を満たしていることを確認の上、受入場所・施設整備の有無等の検討を行い、千葉県に対し、実施事業者の届出を行う。千葉県は、届出の受理をするとともに、実施事業者として登録。暮らしの場支援会議内で、受候補先施設として情報を共有する。

【登録要件】 下記、すべての条件を満たすもの

- ① 千葉県内に指定障害者支援施設又は指定共同生活援助事業所を持つ法人
- ② 短期入所の指定を受けている施設又は事業所を有すること。
- ③ 強度行動障害のある方の受入実績がある、若しくは、施設整備等により受入予定があること。
- ④ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）若しくは、強度行動障害のある方の支援者に対する研修（16人研修）受講者を実施施設（事業所）に配置していること。
- ⑤ 指定障害福祉サービス事業等において、申請時より過去3年以内に指定取消または効力停止の行政処分を受けていないこと。

入所支援対象者の実態調査

支援対象者について、暮らしの場支援会議の構成員により、生活する場（障害福祉サービス事業所、自宅等）で、実態調査を実施。家族や支援員、市町村職員へ日々の生活状況や必要な支援等についてヒアリングを行い、障害の実態を把握し、千葉県が作成した行動関連項目・支援度関連項目を点数化する「判定基準表」を、暮らしの場支援会議にて作成。

アセスメント開始

実態調査による支援度の判定を基に、暮らしの場支援会議において、登録済みの実施事業者の中から、障害特性に合ったアセスメント実施施設（事業所）を検討。

アセスメント実施事業者は、既存施設の空床を利用し、短期入所等で支援対象者の受入れを開始。本人の生活の様子を記録しながらアセスメントを行い、受入れ可否について検討し、アセスメント終了後、暮らしの場支援会議へ実施結果を報告する。

受入施設の調整

アセスメント実施結果の報告を、暮らしの場支援会議にて確認。受入れ不可の場合は、再度アセスメント実施施設の調整からやり直す。

施設整備を行う受入事業者は、千葉県に対し施設整備補助の交付申請を行い、交付決定され次第、施設整備を開始する。なお、施設整備中の対象者は、短期入所等で継続して対応する。

※運営費補助（支援員の追加配置）の申請手続きについては、別途連絡。

フォローアップ

受入施設や市町村から、対象者の日々の生活について定期的に報告を受け、暮らしの場支援会議において、施設等における支援状況の確認を行い、本人の意向に沿わなくなった場合や施設等による支援が困難になった場合には、再調整を行うなど、継続的なフォローアップを行う。